

原子力施設のセキュリティーをどう考えるか

森 一久

北朝鮮のミサイル発射を契機として、日本海沿岸には原子力発電所が多く設置されていることから、有事の際の被害を憂慮する論議が盛んになった。その一例だが、石田望氏（元東京経済大学教授）のメルマガ・インターネット版 4月25日に「防衛不能の裸国家」と題して、次のように述べられている。（要約は筆者）

「日本は既に多数の原子力発電所を持ち、公海（12海里）以遠からでも、通常爆弾で容易に破壊できよう。その内臓放射能は大量だから、広範囲に甚大な被害が生じ、国家機能の麻痺に至ることは明らかだ。米口のような広い国なら、国家機能の喪失にまで至らず、直ちに核兵器による「報復」で相手国を壊滅もできるよう、それが **核抑止力**と信じられてきたものだが、小国にとっての抑止論は無意味ではないか。今日まで日本の防衛政策の議論が、日米安保による“核抑止力”やミサイル防衛システム（の購入）や、いわんや一部の人の言う“核武装論”などばかり喧伝されてきたのは、具体性のない不真面目なタテマエ論にすぎない。・・国民は“裸の王様”のように騙されている現状に早く気づき、政府や国会に近隣諸国との友好確立を、何より最優先するよう圧力をかけるべきだ。」

確かに、原発以外にも（ガス貯蔵やIT・通信システムなど）多くの脆弱な施設を密に抱え込んでいる、日本のような「小国」が、冷戦時代の経緯から抜けきれず、古典的な「遠交近攻」に似た形の外交方針を取り続ける結果となり、近くに「心の通じた友人」を持ってないことは、やはり最も深刻な事態と言わねばならない。

フランスは電力の8割が原子力発電で、日本に劣らぬ密度だが、その分布の地図を細かく見てみると、上記のような原発が攻撃された時の影響を配慮している形跡は歴然だ。その上に、フランスは小国だが、防衛面ではEUという「大国」の中核である。やはりEUの誕生とそれが拡大している背景には、本稿の主題も大きな要素であることは間違いない。

原子力発電所が攻撃された時の被害推定

今まで原子炉が攻撃されたのは、1981年（昭和56年）6月イスラエル空軍がイラクの研究炉を爆撃したのが唯一の例である。幸い炉は運転直前で放射能が放散する事態は避けられたが、当時イラクはIAEAの保障措置をうけていて平和利用と国際的に認定されていた。そして、爆撃への非難と平和利用施設への『攻撃禁止』を明確にすべしとの国際世論が高まった。それを主導したのが実は日本で、鈴木善幸首相が国連総会で演説して、「禁止条約」を提案したのである。外務省は外郭の研究所に委託して、『禁止条約』の裏づけとなる被害想定調査を行った。しかし日本の場合、いくつかの出来事での実際の損害賠償額等はこの調査のような科学的算定と無関係に、心理的要素とか風評起因のもので決着している。従って、原子力施設の被爆の法的位置付け等についてのコンセンサス無くしては、このような検討はあまり意味がなからう。しかし、筆者もその調査メンバーの一人だったので、ここでその概要を紹介して置こう。

日本などで中心の軽水炉は、分厚い圧力容器と格納容器が付いていて、当時の仕様のもの

でも、通常爆弾による「砲撃」では、炉心まで貫通することは極めて困難と判定された。イラク炉の場合のように爆撃機なら炉心の破壊も可能であるけれども、原発は炉心冷却系さえ維持されれば、放射能の大量放出には至らない。しかし条件によっては、炉心に蓄積されている放射能の一部が結局外部に放出される可能性は否定出来ず、その際の被害は、風向・天候等でかなり幅があるものの、人的・物的被害は甚大なものになるケースも推定される。

国際的措置等の緊急性

目下進行中の「新インフル」の対応状況を見ていると、原子力発電所の防衛問題の難しさを改めて痛感する一方で、WHOを中心とするコラボレーションが見事に機能していることなど、多くの示唆を与えられる。

原子力平和利用施設の防護問題は、地球温暖化問題からの原子力発電への期待の高まりと、国際テロ情勢の動向からも、決してないがしろに出来ないことである。日本はこの際、あの時水泡に帰した平和利用施設への攻撃禁止条約を再提案するなど、世界の関心を改めて喚起するとともに、同時に国内での適切な情報開示やこのような「事件」の法的位置づけも含め、冷静な議論の誘発に、踏み出すべきではなかろうか。

(つづく)

[このページを印刷する](#)

[トップページへ戻る](#)

UCN会